

下北地域公共交通総合連携協議会規約（改正案）

平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日制定

（目的）

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下北地域における地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、下北地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号に置く。

（事業）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第 4 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監 事 2 人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

（会長及び副会長）

第 5 条 会長及び副会長は、委員の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（監事）

第 6 条 監事は、委員の中から、会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、監査の結果を会議において、報告しなければならない。

（会議）

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議の議決方法は、出席委員（代理人を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議は、書面にて協議することができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事に支障が生じると認められる会議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 7 会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第10条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、むつ市に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第12条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第14条 委員は、会議に出席したときは、学識経験者にあつては、報酬及び費用の弁償を受けることができ、その他の者にあつては費用の弁償を受けることができる。ただし、国及び地方公共団体の常勤の特別職の職員又は一般職の職員並びに交通事業関係団体から選出された委員については、これを支給しない。

- 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、むつ市特別職の職員で非常勤のものの

報酬及び費用弁償に関する条例（平成 6 年むつ市条例第 1 号）別表に掲げる総合開発審議会委員の例による。

（協議会が解散した場合の措置）

第 15 条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第４条関係）

区 分	委 員
法第６条第２項 第１号の委員	むつ市政策推進部長
	大間町企画経営課長
	東通村企画課長
	風間浦村 <u>総務課長</u>
	佐井村総合戦略課長
法第６条第２項 第２号の委員	東日本旅客鉄道株式会社青森駅長
	ジェイアールバス東北株式会社青森支店大湊支所長
	下北交通株式会社 <u>代表取締役社長</u>
	有限会社むつ車体工業バス事業部長
	有限会社脇野沢交通代表取締役
	株式会社尻屋観光業務・運行部長
	むつ湾フェリー株式会社代表取締役
	津軽海峡フェリー株式会社大間支店長
	むつ市タクシー協会会長
	青森県下北県土整備事務所企画整備課長
	青森県下北県土整備事務所道路施設・高規格道路建設課長
	青森県下北農林水産事務所むつ水産事務所管理課長
法第６条第２項 第３号の委員	むつ警察署交通課長
	大間警察署交通課長
法第６条第２項 第４号の委員	むつ市老人クラブ連合会会長
	下北郡老人クラブ連合会会長
	むつ市連合ＰＴＡ会長
	下北郡連合ＰＴＡ会長
	むつ商工会議所会頭
	むつ市川内町商工会理事
	大畑町商工会会長
	大間町商工会会長
	東通村商工会会長
	風間浦村商工会会長

	佐井村商工会会長
	一般社団法人しもきたツーリズム事務局長
	学識経験者
	東北運輸局青森運輸支局首席運輸企画専門官
	青森県下北地域連携事務所長
	青森県交通運輸産業労働組合協議会下北交通労働組合執行委員長
	むつ市まちづくり推進部次長
	青森県立田名部高等学校長
	むつ市教育委員会事務局次長
	大間町教育委員会事務局教育課長
	東通村教育委員会事務局参事・教育次長
	風間浦村教育委員会事務局教育課長
	佐井村教育委員会事務局生涯学習課長

下北地域公共交通総合連携協議会規約 新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表（第 4 条関係）		別表（第 4 条関係）	
区 分	委 員	区 分	委 員
法 第 6 条 第 2 項 第 1 号 の委員	(略)	法 第 6 条 第 2 項 第 1 号 の委員	(略)
	風間浦村 <u>総務課長</u>		風間浦村企画政策課長
	(略)		(略)
法 第 6 条 第 2 項 第 2 号 の委員	(略)	法 第 6 条 第 2 項 第 2 号 の委員	(略)
	下北交通株式会社 <u>代表取締役社長</u>		下北交通株式会社専務取締役
	(略)		(略)
法 第 6 条 第 2 項 第 3 号 の委員	(略)	法 第 6 条 第 2 項 第 3 号 の委員	(略)
法 第 6 条 第 2 項 第 4 号 の委員	(略)	法 第 6 条 第 2 項 第 4 号 の委員	(略)